



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.1

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026 年 8 月 8 日

Sponsor: Spain, Australia, Chili, France, Germany, Ghana, Italy, Malawi, Netherlands, Portugal, Republic of Korea, South Africa, Switzerland, Tajikistan and Ukraine

第 25 回ローマ規程締約国会議は、

ICC 加盟国・非加盟国を問わず、ICC の活動に協力する国が、重大な国際犯罪を自国でも適切に操作・訴追できる能力を持つよう支援することを目指し、

1. ローマ規定に基づく協力義務を履行している国に対して司法能力強化支援を提供することを優先的に
行い；
2. 非加盟の国々に対しても加盟国間にける支援ネットワークを構築し；
 - a. 発展途上国等における困難な情勢下の経済的支援や損失の支援を行う。
3. ICC における心理手続きの効率化及び被害者への迅速な正義の提供を目的として、与信手続きの改善
を検討することを提案する：
 - a. 事件の規模、書庫保全の必要性、緊急性に基づく優先度評価基準を導入すること、
 - b. 予審手続きについて最長 12 か月を目安とする期間設定および遅延発生時の理由法規を
整備すること；
4. 締約事項の遵守に関し期限を設け、より公正な手続きがなされることを目指し
5. 国家元首間における免責は条件的に認める。